事務連絡

平成26年10月17日

各都道府県衛生主管部（局）

医政主管課（医療法人担当）　御中

厚生労働省医政局医療経営支援課長補佐

持分なし医療法人への移行に関する手引書、移行マニュアルについて

（周知依頼）

　持分なし医療法人への移行促進策が平成26年10月1日に施行されたことに伴い、当方においては、持分なし医療法人へ移行する際の医療法人の課税関係について多くの質問を受け付けていることから、下記のとおり情報提供いたしますので、移行にあたっての参考とするよう、所管の各医療法人あて周知願います。

記

　１　移行にあたっては、平成26年9月25日に厚生労働省ホームページに掲載した、「持分なし医療法人への移行に関する手引書」（以下「手引書」という。）とともに、同ホームページに掲載している、平成23年3月、厚生労働省医政局発行（委託先：株式会社川原経営総合センター）の「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（以下「移行マニュアル」という。）を参考としてください。

　　　なお、持分なし医療法人への移行にあたって特に必要なページについては、抜粋を本事務連絡に添付します。

　　　※厚生労働省ホームページのURL

手引書：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/ikoutebiki.html>

　　　　マニュアル：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/anteika.html>

　２　持分なし医療法人へ移行する際の医療法人の課税関係については、手引書のP.39～40の概要、移行マニュアルのP.108～109のフローチャートを参考としてください。

　３　移行マニュアルのP.109の③表左の「社会医療法人を想定した基準を採用する場合」の「病院又は診療所の名称が４疾病５事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載」の下線部分については、移行マニュアル発行後の法改正に伴い、「５疾病５事業」と読み替えてください。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  　厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係  　TEL：03-5253-1111（内線：2672、2606） |